

令和5年2月28日
砧総合支所
危機管理部
都市整備政策部

世田谷区内における既存建物の外壁倒壊について

1 趣旨

令和5年2月13日（月）午後4時すぎに成城1-7付近で発生した既存建物の外壁倒壊における区の対応経過を報告する。

2 概要

- (1) 発生日 令和5年2月13日（月）
- (2) 場所 世田谷区成城1-7付近世田谷通り沿い
- (3) 経過 午後4時すぎ 倒壊が発生
午後11時10分 避難指示

3 避難指示

(1) 対象棟数

倒壊した既存建物の外壁が隣接する崖地の上に位置する建物4棟（成城一丁目7番
4棟）

(2) 対象世帯

7世帯

(3) 避難指示の経緯

避難先の調整状況を踏まえ、倒壊した既存建物外壁の上に位置する建物4棟に居住する世帯に対し、避難の理解・協力を得るために避難指示を行った。引き続き安全を最優先として避難の調整を続けている。

4 建物の外壁倒壊の状況

- (1) 擁壁と認知されていたコンクリート壁は、独立して存在していたものではなく、「従来あった建物の外壁の一部」が残ったものであることが分かった。
- (2) 共同住宅（地上5階、地下2階、鉄筋コンクリート造）を建設するための工事を行っていた。当日は、掘削した土砂の搬出作業等を行っていた。
- (3) 外壁が倒壊した際、すでに当日の工事作業は終了し、作業員等はいない状況であった。
- (4) 外壁の高さはおおよそ9m程度、幅20m程度。

5 倒壊に至った経緯

事故後、区のあっせんにより2月18日（土）に行われた、避難指示の対象となった住民と事業者の話し合いの場における事業者からの説明によると、建物の新築工事に伴う掘削工事により、既存建物の外壁が倒壊したとのことである。

6 住民・事業者の協議

事業者と避難指示の対象となった住民との話し合いが継続してもたれることとなった。区は引き続き事業者の対応と住民の状況を確認していく。

7 区の対応

(1) 住民への支援

避難指示の対象となった住民のご相談への対応など、必要な支援に努め、希望する住民には公営住宅などを紹介している。

(2) その他

- ・事業者に対しては、現地の安全対策を講じること、また施工計画の報告など迅速な対応を求めるとともに、避難指示の対象となった住民への丁寧な対応を要請している。
- ・事業者が今回外壁が倒壊した箇所の安全を確保するため、応急的な対応を2月21日（火）から開始している。